

**共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和5年7月4日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務

(2) 業務内容

別紙1「共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務基本仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

ただし、受注者が業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施していないなどとして、発注者が一定の期間を定めて是正を勧告し、当該期間中に是正しなかった場合には、期間の満了を待たずに契約を解除すること又は契約を締結しないものとする（この場合、受注者の損害に対しては、発注者は一切賠償しない。）。

(4) 事業費

本業務に係る費用は38,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で応募者が提案する額とします。

(5) 契約担当課

広島市道路交通局公共交通政策部バス事業再構築担当（本庁舎8階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel：082-504-2934 Fax：082-504-2426

電子メール koutsuseisaku@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこととします。複数の者で構成する共同企業体としての参加も認めますが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めません。

(1) 法人格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ページ右の「令和5年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

- (1) 配布期間
公示日から令和5年7月11日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
前記1(5)の契約担当課

5 応募資格確認申請書の提出

- (1) 提出期間
公示日から令和5年7月11日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
前記1(5)の契約担当課
- (3) 提出方法
応募資格確認申請書（様式1）を始め必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までの消印有効）にて提出すること。
- (4) 応募資格確認結果の通知
応募資格確認申請書等必要書類の受理・審査後、応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知します。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和5年7月11日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、前記1(5)の契約担当課において、令和5年7月25日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載します。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年7月25日（火）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 審査

(1) 共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準・方法

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にて当該提案者に係る審査結果を通知する（令和5年8月上旬を予定）。

9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。